

鎌ヶ谷市公告第 6 / 号

公共下水道に係る鎌ヶ谷市都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり鎌ヶ谷市都市計画公聴会を開催する。

令和 8 年 6 月 8 日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

- 1 開催の日時及び場所
  - (1) 日時 令和 8 年 7 月 1 8 日 (土) 1 4 時から
  - (2) 場所 市役所地下
- 2 作成しようとする都市計画の案の種類及び名称  
都市計画法第 1 1 条第 1 項第 3 号に規定する下水道 (印旛処理区)
- 3 作成しようとする都市計画案の概要の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所 鎌ヶ谷市役所 下水道課
  - (2) 縦覧期間 令和 8 年 6 月 8 日 (月) から令和 8 年 6 月 2 2 日 (月) まで  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで (土・日曜日を除く)
- 4 公述の申出の方法及び期限等
  - (1) 公述の申出の方法  
当該都市計画区域に住所を持ち、作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者 (法人を含む) は、当該案に係る公述申出書を申出期間内に下水道課に提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、8 0 0 字程度とする。
  - (2) 申出期限 令和 8 年 6 月 2 2 日 (月)
  - (3) 問い合わせ先 鎌ヶ谷市都市建設部下水道課  
0 4 7 - 4 4 5 - 1 4 7 4 (内線 4 3 3)

鎌ヶ谷市公告第 62 号

公共下水道に係る鎌ヶ谷市都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり鎌ヶ谷市都市計画公聴会を開催する。

令和 8 年 6 月 8 日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

- 1 開催の日時及び場所
  - (1) 日時 令和 8 年 7 月 18 日 (土) 14 時から
  - (2) 場所 市役所地下
  
- 2 作成しようとする都市計画の案の種類及び名称  
都市計画法第 11 条第 1 項第 3 号に規定する下水道 (手賀沼処理区)
  
- 3 作成しようとする都市計画案の概要の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所 鎌ヶ谷市役所 下水道課
  - (2) 縦覧期間 令和 8 年 6 月 8 日 (月) から令和 8 年 6 月 22 日 (月) まで  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土・日曜日を除く)
  
- 4 公述の申出の方法及び期限等
  - (1) 公述の申出の方法  
当該都市計画区域に住所を持ち、作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者 (法人を含む) は、当該案に係る公述申出書を申出期間内に下水道課に提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、800 字程度とする。
  - (2) 申出期限 令和 8 年 6 月 22 日 (月)
  - (3) 問い合わせ先 鎌ヶ谷市都市建設部下水道課  
047-445-1474 (内線 433)

鎌ヶ谷市公告第 63 号

公共下水道に係る鎌ヶ谷市都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり鎌ヶ谷市都市計画公聴会を開催する。

令和 8 年 6 月 8 日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

- 1 開催の日時及び場所
  - (1) 日時 令和 8 年 7 月 18 日 (土) 14 時から
  - (2) 場所 市役所地下
- 2 作成しようとする都市計画の案の種類及び名称  
都市計画法第 11 条第 1 項第 3 号に規定する下水道 (江戸川左岸処理区)
- 3 作成しようとする都市計画案の概要の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所 鎌ヶ谷市役所 下水道課
  - (2) 縦覧期間 令和 8 年 6 月 8 日 (月) から令和 8 年 6 月 22 日 (月) まで  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土・日曜日を除く)
- 4 公述の申出の方法及び期限等
  - (1) 公述の申出の方法  
当該都市計画区域に住所を持ち、作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者 (法人を含む) は、当該案に係る公述申出書を申出期間内に下水道課に提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、800 字程度とする。
  - (2) 申出期限 令和 8 年 6 月 22 日 (月)
  - (3) 問い合わせ先 鎌ヶ谷市都市建設部下水道課  
047-445-1474 (内線 433)